

- 5面 世間話「教科書だけではわからない…」
6面 もう一つのドナルド・キーン伝
8面 スイミーの仲間たち「ミナミトビハゼ」
9面 若者 沖縄差別に向き合う
11面 カウンター席 ※花誌の外歩きは12日（4面）



防止法施行10年、後を絶たない障害者への虐待

施設従業者に研修義務化 背景や利用者擁護など解説

「障害者虐待防止法」という法律をご存じでしょうか。障害者に対する虐待を防止し、権利・尊厳を守ること、障害者の自立、社会参加を促すことを目的として2012（平成24）年10月に施行された法律です。しかしその後も障害者への虐待は後を絶たず、20年には神戸市の病院で入院中の精神障害者が性的虐待を受けた事件や大分県の施設で指示を聞かない利用者への平手打ち事案、殺傷事件の被害に遭った相模原市の施設でも一部の利用者への虐待疑惑などが報じられました。つい最近も、神奈川県施設の施設で利用者の体内に工具を入れた、などが明らかになっています。このような状況を打破する第一歩としてこの4月、制度改正が行われ、障害福祉サービス事業所には、従業者に対する年1回以上の定期的な虐待防止研修の実施が義務付けられました。虐待がなかなか無くならない背景や身体拘束等の問題点、障害者の権利擁護とはなどについて、社会福祉士の栗原久さんに、今回研修用に制作したDVDの内容にそって解説していただいた。（編集部）

障害者虐待防止研修用DVD制作に携わって

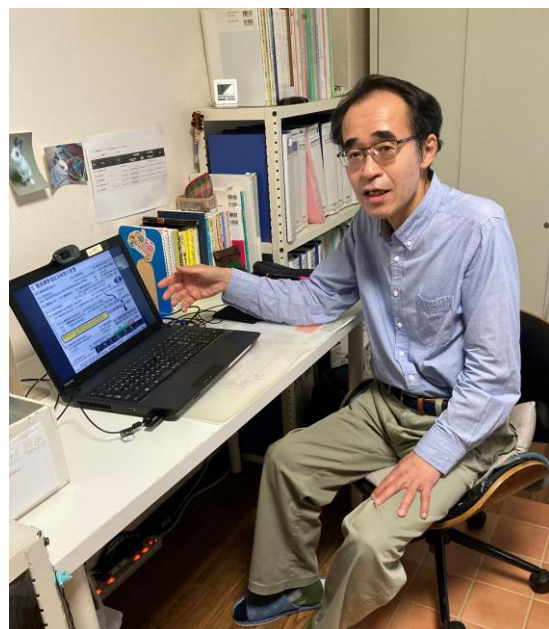
栗原 久

一般財団法人フィールド・サポートem（えん）代表理事

障害者虐待防止法は、正式には虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」といい、第3条には、こんなふうに書いてあります。「何人（なんびと）も、障害者に対し、虐待をしてはならない。」しかし、どうでしょうか？ 様々な虐待が起きていることは、ニュースなどで見たことがあると思います。

身体・性・心理的等5類型

いま、様々な虐待といいますが、この法律では、虐待を、身体的



数字には表れない、「虐待」と認識されていない事案はもつとあるはず。「虐待」になってしまう前に、施設従業者らの意識を研修で高める必要がある、と話す栗原さん。5月22日、大阪府摂津市の事務所

数になります。(注)

こうした虐待をなくしていくために、これまでも様々な取り組みがなされてきましたが、2022年4月からは、福祉施設に対して、職員への研修などが義務化されました。実は、私どもの法人では、この5年間、福祉施設向けに虐待防止研修を行ってきましたが、その中には、実際に虐待が起きてしまった法人もあります。そうした法人の特徴の一つとして、事業の拡大とともに多くのスタッフを雇用してきたにもかかわらず、研修が追いついていない実態があります

(※注) 障害者虐待防止法では、学校・保育所等・医療機関での障害者虐待の防止についても定めています。これらの場所では、障害者虐待については通報義務がなく、マスコミ報道される一部の事例を除けば、虐待の実態が明らかになっていません。

また、高齢者虐待については高齢者虐待防止法がありますが、介護保険施設を利用する高齢者の中には、障害のある高齢者も含まれています。

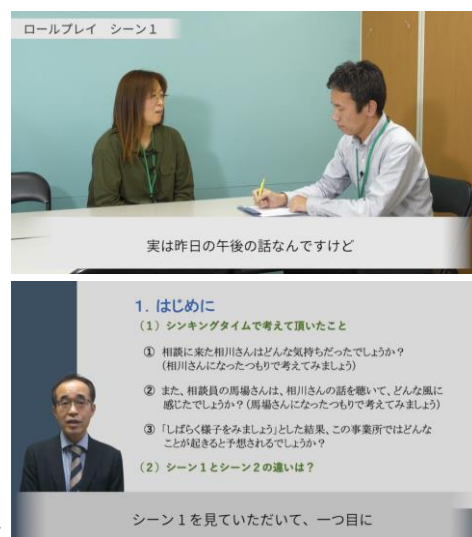
このように考えると、実際に虐待を受けた障害者の数は、更に多数になると考えられます。

した。そして、この現象は、虐待が起きていない施設でも、同様にあります。

今回の研修などの義務化は、こうした状況を打ち破るための第一歩であると思います。もちろん、研修をしただけでは、虐待はなくなりませんが、施設の自発性に任せていたのでは、虐待を根絶できないのも、また事実であると思います。そこで、今回、そうした研修に役立ててもらうためのDVDを3本、(株)シルバーチャンネルさん(埼玉県さいたま市)から発刊しました。私どもは監修という立場で関わり、ミニ講義も担当しました。また、DVDでは、ロールプレイを取り入れましたが、日頃から関わりのある(福)ぶくぶく福祉会(大阪府吹田市)の皆さんに全面的なご協力を頂きました。以下に、その内容をご紹介しますと思います。

職場で相談、行政へ通報

冒頭、通報について書きました。が、法律では、「障害者虐待を受け



たとえられる障害者を発見した者は、速やかに、これを市町村に通報しなければならぬ」と、すべての国民に義務付けがされています。この条文のポイントは2つあります。1つ目は「思われる」という所。確証がなくても良いから、「あれ、これって虐待ではないのかな?」という事実を発見したら、通報することが義務なのです。2つ目は「速やかに」という所。発見してから何日もたってしまっていては、その間に、よりひどい事態になってしまう可能性があるからです。

さて、このように、施設職員にとっても義務となっている通報ですが、施設内では、虐待防止の相談窓口を設け、そこに相談して、相談担当者が行政に通報という流れでも構いません。しかし、このことについて、ハードルを高く感じるスタッフも少なくありません。例えば、「自分が相談したことが

ミニ講義では、虐待は、障害者のその後の人生にも影響を与えてしまうことなどについても、お話をしています。また、長く関わっているから「虐待防止について分かってる」と思うのは間違いで、むしろ、障害者虐待防止法（2011年成立）ができる前に様々な経験を積んできたベテランと言われる方こそ、自分を見つめ直すことが重要であることにも触れています。

最小限の身体拘束とは

「身体拘束等の適正化」とは耳

慣れない言葉だと思います。身体拘束とは、読んで字の通り、身体を拘束、つまり自由を奪ったり、制限したりすることです。これは誰が見ても、相手の人としての尊厳を損なう行為であることは理解できると思うのです。が、しかし、安全のためとか、本人が傷つかないうにといい、一見もったいもない理由で、いとも簡単に身体拘束が、福祉現場で行われてきたと思います。

てしまうような場合。こうしたことが想定される時は、予め、3要件という視点で検討して、緊急やむを得ない場合だけ、最小限の身体拘束をせざるを得ないことも、現実にはあります。3要件？ 最小限の身体拘束？ また専門用語が出てきてしまい、申し訳ありません。

ロールプレイのシーン1では、車道に飛び出そうとしている利用者さんを、はがいじめにして止めています。それは果たして最小限の止め方と言えるでしょうか？ では、このような時、どうしたら良いのでしょうか？ これ以上書いてしまうと、せっかくのシンキングタイムが台無しになってしまうので控えますが、過剰な身体拘束は、ケガや生命に関わるような事態をも引き起こすということを記しておきたいと思っています。

原則、身体拘束は禁止です。しかし、例えば、次のような場面に、ガイドヘルパーとして居合わせたらどうするでしょうか？ 知的障

害のある利用者さんと外出中、突然、車道に飛び出しそうになった時。声かけをしても止まってももらえず、そのままだと車にはねられ

ミニ講義では、原則禁止である身体拘束を、緊急やむを得ずせざるを得ない場合の、必要な手続き、特に記録の重要性も例を挙げて説明しています。ただ、誤解を招かないように申し上げたいのは、身体拘束は、無くしていくべきものです。そのためにも、車道に飛び出してしまいう利用者さんについては、何故、そうした行動をとられるのか、背景を考えたり、支援自身を見直したりすることも不可欠です。



2. 身体拘束・行動制限の禁止について

(5) 身体拘束・行動制限は、障害者の尊厳を侵害する行為であり、**身体的な問題**（利用者にケガをさせる、場合によっては命に関わる事態になる、圧迫等により内臓にも影響が出る等）、**精神的な問題**（利用者を萎縮させる、不安な気持ちにさせる、いじめ・興奮させる等）、**社会的な問題**（利用者の活動や社会参加の機会を制限する、奪う等）などの問題があります。

ICF(国際生活機能分類)/WHO(世界保健機関)/2001年

では次に、この身体拘束・行動制限について、これがなぜいけないのか？

「身体拘束等の適正化について」のDVD(上)。利用者が車にはねられてしまうかもしれないときの拘束は許されるのか。ミニ講義では、身体的、精神的、社会的な問題点を指摘して研修参加者に考えてもらう

害のある利用者さんと外出中、突然、車道に飛び出しそうになった時。声かけをしても止まってももらえず、そのままだと車にはねられ

では、最小限の身体拘束とはどんなことを言うのでしょうか？

なお、3要件の検討、必要な手続等をとらない身体拘束等（「等」は、行動制限を含む意味です）は、

これは身体的虐待となります。そうならない為にも、緊急やむを得ず行う場合の要件・手続等を正確に理解し、実行しなければなりません。これを総称して、DVDタイトルの「身体拘束等の適正化」と言っています。

防止委等の人権の視点を

さて、3本目です。1本目の相談員、2本目のヘルパーさんも登場して、職場の虐待防止委員会が開かれています。この虐待防止委員会、そして、身体拘束等適正化検討委員会という会議も、2022年4月から設置が義務化になりました。しかし、以前、ある深刻

な虐待が起きた施設では、こうした委員会等もしていたのでしょうか？

その一つに、会議のベースとなる、権利擁護の視点があります。つまり、会議が義務化されたから、

形式上開催するといった後ろ向き姿勢ではなく、利用者さんの人として生きる権利、人権を擁護する視点で、こうした会議も開催し、話し合うことが必要なのです。ミニ講義では、そのためのヒントをお話しています。また、虐待防止の取り組みを、スタッフ個々人と組織両面から取り組むことにも触れています。

実際、虐待の発生要因を分析すると、確かに、虐待をしてしまったスタッフの方の倫理観や支援スキル、知識に課題があることが多いのも事実です。しかし、スタッフの悩みを受けとめ、相談できる風通しのよい職場であったかという、疑問符がついてしまうケースも少なくありません。個人と組織、その両方から取り組まないと、虐待はいつまでもたっても無くなっ

ていかない、そうした警鐘の思いも込めて、今回のDVD制作に携わってきました。

利用施設等で活用を

DVDは、1本2750円（各巻約50分、税込み）。最初に、シルバーチャネルさんから、「出来るだけ安価にして、施設の方が購入しやすきたい」との思いをお聴きして、私どもも賛同して、関わらせて頂きました。サンプル映像は、「シルバーチャネルDVDストア(<https://g3-b3.co.jp/persons/kuriharaisashi/>)」から視聴できます（写真は全て、同社HP掲載の画像や動画から転載させて頂きました）。またご購入後は、ミニ講義レジュメもダウンロードできますので、是非、読者の皆様や、ご利用されている施設、お知り合い等でご活用頂ければと思います。

そして、誰もが高齢化し、障害を有する可能性もある今日、安心して、自分やご家族が人生を過ごしていけるような世の中になって欲しいと思います。



「虐待防止委員会・身体拘束等適正化検討委員会と、権利擁護の視点について」のDVD